

□■□■□■ トピック解説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■  
ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックの解説を行っていきます。

第27回は、主として最近発表された報告書をもとに、HIV/AIDSと仕事の世界(HIV/AIDS and the World of Work)におけるILOの活動を紹介します。

#### ◆◇HIV/AIDSと仕事の世界(HIV/AIDS and the World of Work)◇◆

##### ★仕事の世界に対するHIV/AIDSの影響

国連合同エイズ計画(UNAIDS)の推計によれば、2003年末にエイズウイルス(HIV)感染者数は世界全体で3,800万人近くに達するとされますが、このうち3,650万人が何らかの形態の生産活動に従事しているとILOは推計しています。7月にバンコクで開かれた第15回国際エイズ会議に向けて発表されたILOの英文報告書

「HIV/AIDS and work: Global estimates, impact and response (HIV/AIDSと仕事:世界の推計、影響、対応)」は、エイズによる労働力人口の減少は、2005年までに世界全体で累計2,800万人になり、治療の機会が拡大されない限り、2015年までに7,400万人と、この数字はさらに上昇し、労働者の最大の死亡原因の1つになると予測しています。実際のHIV感染者・エイズ患者に加え、家族が主として看護責任を担う途上国では特に、ほぼ同数の生産年齢人口が看護に時間を取られて働けなくなり、2倍の数の人材が労働市場から失われるという結果を招いています。

企業にとっての影響は、医療費、死亡手当、葬儀費といった従業員福利厚生への負担増に加え、従業員の新規採用・訓練費用、欠勤等による生産性の低下・生産の中断、経験豊かな労働者の喪失といった直接・間接のコスト増が挙げられます。ケニア企業5社を対象としたある調査によると、従業員1人当たりのエイズ費用は年間45ドルに達し、職場対策を実施しない場合、この費用は2005年に120ドルに上昇すると予測されています。

人的資源を破壊し、労働者及び使用者の生産能力を弱めるHIV/AIDSの影響は、マクロ経済的な測定も可能です。計測ができた国では、1992~2002年の間に毎年、HIV/AIDSの影響によって、国内総生産(GDP)成長率が0.2%、1人当たりGDPの伸びが0.1%ずつ低下していると報告書は記しています。HIV/AIDS感染者に対する治療・看護費が公衆衛生支出に占める割合は、90年代末までにルワンダで全体の3分の2、ジンバブエで3分の1に達しています。

女性と子どもに対する影響も深刻です。HIV感染率が高い国では今、若い女性のHIV感染率が急上昇しています。また、看護は女性が行う方が多いため、時間を取られて労働市場参加の機会が失われるだけでなく、農作業といった食糧自給のための活動もなかなかできず、貧しい農村地帯では特に、貧困の激化に加え、食糧の安定供給も脅かされています。親を失った子どもは、両親の庇護と指導を失うのみならず、学校を中退し、働き始めることとなります。

HIV感染率が最も高いのはアフリカで、15~49歳の年齢層の平均感染率は7.7%に達しています。HIV/AIDSの影響は民間・公的部門、農業、インフォーマル経済など幅広い産業分野にわたって見られますが、**教育**及び保健衛生分野への影響は特に深刻で、国によってはこれらの産業におけるエイズ死亡率が2010年までに4割に達すると予測されています。マラウイでは、公務部門の死亡者数が、主としてエイズを原因として2000年には10年前の10倍になり、**教育**、厚生、農業、水開発の各省で未補充の欠員率が50%を超えています。

##### ★ILOの取り組み

HIV感染の危険が最も高い年齢層は、働き盛りの層でもあります。職場は、予防方法を直接伝達でき、HIV/AIDSについて話し合いを行うのに適しているだけでなく、治療効果が生産性に直結している場でもあり、HIV/AIDSに対する包括的なアプローチを取るには理想的です。HIV/AIDSへの取り組みは、ILOが21世紀の活動目標とするすべての人へのディーセント・ワーク(まともで人間らしい働き

方)の達成にとっても大切です。

この分野におけるILOの活動は、世界保健機関(WHO)と、職場とエイズに関する合同協議を行った1988年に始まります。1999年にナミビアで開かれた政労使三者構成の会議で「アフリカの仕事の世界におけるHIV/エイズ行動綱領」が採択され、それは同年、コートジボワールで開かれた第9回アフリカ地域会議で承認されました。翌2000年の第88回ILO総会で、ILOにHIV/エイズ対応能力の強化などを求める決議が採択されたことを受けて、同年11月にILOはHIV/エイズと仕事の世界に関する事業計画(ILO Programme on HIV/AIDS and the World of Work、略称: ILO/AIDS)を設け、この分野における活動をすべてここに集約しました。2000年の総会決議はまた、専門家の会合を開き、職場におけるHIV/エイズに関する国際的な指針を開発することも求めていました。こうして開発されたHIV/エイズと働く世界に関する行動規範は、理事会で承認された後、2001年6月に開かれた国連エイズ特別総会で正式に発表されました。

2001年10月に、ILOはUNAIDSに参加しました。国連諸機関のHIV/エイズ対応活動を拡充・調整するために1996年に設立されたUNAIDSには、現在、WHO、国際連合児童基金(ユニセフ)など10機関が参加しています。

ILOは、加盟国政労使が、HIVの感染予防、働く人々、その家族、地域社会に対するHIV/エイズの影響の縮小、人権保護の確保を目標とする職場における対策・方針を開発し、実施していく能力の強化を図っています。ILOのHIV/エイズ事業計画は、◇HIV/エイズが経済、労働、社会に与える影響に関する理解及び知識の向上、◇地域、国家、全地球レベルにおいてHIV/エイズに取り組む政労使の決意の結集と資金の動員、◇HIV/エイズに関する各国の行動計画に、仕事の世界が含まれ、反差別原則が盛り込まれるようその方向を導き、労働法改正の際にアドバイスを提供すること、◇政府、労使団体の、職場における対策・方針の企画・実施能力の強化、を主な目標に、◎調査研究・政策分析、◎助言サービス、政策指導、訓練、◎技術協力関連分野に重点を置いた国内・国際レベルでの協力体制の構築、◎良い慣行に関する各国の経験の文書化と情報普及といった活動を行っています。

現在、アフリカ20、アジア15、東欧・中央アジア5、中東・北アフリカ6、中南米6カ国で、政府及び労使が職場、産業、全国レベルでHIV/エイズと戦う努力を支援する技術協力事業を実施しています。具体的には、◇政府に対する、HIV感染者の烙印と差別関連事項を中心とした労働法制・政策事項に関する助言、◇労使に対する、行動規範の適用における指導、そしてエイズの影響緩和措置、予防、ケアを含むHIV/エイズ職場対策の導入における支援、◇政労使の戦略的な企画・政策開発能力強化に向けた、全国及び職場レベルにおける訓練といった活動が行われています。訓練の一例として、南アフリカでは大学と協力し、職場におけるHIV/エイズのマネジメントに関する遠隔学習を実施しています。

#### ★ILO行動規範：HIV/エイズと働く世界

2000年の総会決議を受けて、政労使三者構成の専門家会議で検討された後、理事会の承認を得て、2001年に完成した行動規範「The ILO Code of Practice: HIV/AIDS and the world of work」(日本語版あり・1,000円)は、企業、地域社会、国家レベルで具体的なHIV/エイズ対策を開発する際の実務指針及び政策開発上の基本原則を規定したものです。行動規範は、10の基本原則に立脚し、◇雇用保護、男女平等、給付受給資格、非差別、◇教育、ジェンダー啓発計画、行動の変化をもたらすための実践的なサポートを通じた予防、◇安価な対応策、給付受給機会の付与、秘密が保持された任意の検査とカウンセリング、地元の保健医療体制が不十分な場所における治療といった、労働者の権利の保護、予防、ケアとサポートなどの事項を含む包括的な職場対策の立案・実施を推進しています。

行動規範が立脚する基本原則は以下の通りです。(1)HIV/エイズが職場問題であることの認識、(2)現実のHIV感染状況またはHIV感染と考えられる状況をもと

に、労働者を差別しないこと、(3)ジェンダー平等（HIV感染の予防及びその影響の管理においてはより平等なジェンダー関係が重要）、(4)仕事上のリスクを最小化し、HIVに感染している労働者、エイズに罹患している労働者の能力に職場が適応することを確保する健全な作業環境、(5)社会対話（使用者、労働者、政府の協力と信頼が、方針をうまく実施するコツ）、(6)雇用または作業工程からの排除を目的としたスクリーニングの禁止、(7)労働者の個人データ保護に向けた秘密保持、(8)医学的に労働が可能な場合の雇用関係の継続、(9)情報、**教育**、社会経済要因への取り組みを通じた予防、(10)社会保障、企業手当、負担可能な保健サービスの受益機会の提供を含むケアとサポート。

行動規範の適用を導き、補足するものとして、**教育**・訓練マニュアル「Implementing the ILO Code of Practice on HIV/AIDS and the world of work (英文)」も発行されています。マニュアルには、指針、事例研究、実際の活動が盛り込まれ、行動規範を適用する際の参考文献となっています。

#### ★世界の取り組み例

仕事の世界を中心としたHIV／エイズへの取り組み例は世界各地で見られます。アフリカ及びカリブ諸国が中心ですが、職場におけるHIV／エイズの影響を緩和し、エイズ患者・HIV感染者の権利を保護する上で重要な役割を演じるよう、労働法に差別禁止と雇用目的のHIV強制検査の禁止を規定するなど、法整備を行った国もあれば、予防と治療に焦点を当てた様々な対応をとっている国も多く見られます。これには産業別国内政策の開発、HIV感染の烙印と差別を減らすための地域社会の努力、予防推進に向けた民間部門のイニシアチブ、労働者の行動変化に向けたコミュニケーション、職場における治療計画といったものが含まれます。

長期にわたって家族と離れているトラック運転手、列車や航空機の乗務員、船乗りといった運送部門の労働者は平均よりも高いHIV感染率を示しています。産業別国家政策の例として、ILOは2002年から1年間、ボツワナ等8カ国からなる南アフリカ開発共同体諸国で運送労働者とその家族のHIV感染率を引き下げ、この産業に対するエイズの影響を緩和するため、あらゆる交通手段と輸送支援施設を対象としたパイロットプロジェクトを実施しました。ジンバブエでは、2002年9月に開催したワークショップでプロジェクトを立ち上げ、データ収集・影響評価、政策立案ワークショップを経て仕上げられた政策文書が、HIV／エイズ全国政策の枠内で起草された文書として国会に提出され、正式に承認されました。

生産年齢人口の1%以上がHIV感染者と推計されるタイでは、北部タイにおける女性移民工場労働者のコンドーム使用率を高めるため、無料配布などを通じた活動、**ガソリン**スタンド従業員が運送労働者や性産業労働者に仲間集団としてカウンセリングや**教育**を提供するタイ・シェル社の運動、職場における特定のHIV／エイズ予防・介入行動基準を満たしている企業の生命保険料を5～10%引き下げる認証制度など、数々の革新的な職場計画が実施されています。

2003年末で15～49歳の3%以上がHIV感染者と推計されるガーナで、ILOは自動車修理工場の工場主と修理工の性行動を変化させる活動を行いました。理解度調査を行った後に、HIV／エイズ訓練ハンドブック、性感染症とHIV／エイズに関するキューカード、解剖図、女性・男性用コンドームから構成されるコミュニケーション・ツールを用いて、活動開始から7ヶ月で高リスク行動を半分近くに減少させるなど顕著な成果を上げました。

多国籍企業も多様な活動を実施しています。世界経済フォーラムは会員企業のHIV／エイズ、結核、マラリア関連行動を支援するため、世界保健イニシアチブ(Global Health Initiative、略称：GHI)を設立しました。1997年には、職場と地域社会における企業のHIV／エイズ取り組み活動の幅を広げ、その質を高めるため、HIV／エイズ世界企業連合(Global Business Coalition on HIV/AIDS、略称：GBC)が設立されています。GBCは1998年から、HIV／エイズに対する優れた取り

組みを行っている企業を表彰していますが、2003年には、地域社会に手を広げたHIV予防活動を実施しているタタスチール社と、HIV感染従業員とその家族に支援を提供し、差別禁止を推進しているスタンダード・チャータード・バンクが表彰されています。アングロアメリカン社は12年にわたり予防計画を実施しており、2002年からは抗レトロウイルス（ARV）療法の提供を開始しています。ハイネケン社は10年以上にわたり、アフリカ中部で情報、任意検査・カウンセリング、コンドームの提供、職場診療所の設置といった包括的なHIV予防活動を実施しており、2001年からは、すべての従業員とその家族にARVを提供しています。

アフリカ南部の鉱業界は、1986年に初めてHIV感染者が出て以来、職場におけるHIV／エイズ対策に熱心に取り組んでいます。特に熱心な南アフリカでは、対策や方針の開発・実施に労組も密接に関わっており、1991年に、南アフリカ鉱山会議所と鉱業労働者全国組合は、雇用前検査、秘密保持、訓練、給付といった基本的な事項に関する協約を締結しました。2002年には鉱業企業とアフリカ雇用局の間で、田舎に戻った元鉱山労働者末期患者に自宅療養の機会を提供する協約が結ばれました。2003年には、すべての当事者が共通のビジョンと戦略を共有しない限り、HIV／エイズに対する対応は効果的にならないとする政労使の趣意宣言が出されました。2004年3月に、この部門の労働組合の国際組織である国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）は、あらゆる主要な職場に診療所を備えるよう鉱業界に広く呼びかけました。

職場対策費用は最初は高くても時間が経つと大きく低下するものと思われます。ARVの提供がない、典型的なHIV／エイズ対策の労働者1人当たり年間費用は30～60ドルと見積もられます。ある観測によると、費用は最大で給与総額の8～10%に達した後、減少するとされます。約1,000人の労働者にARVを提供し、労働者1人当たりの初期費用が年間で約825ドルであったある企業では、治療を受けた労働者の9割以上が、通常の仕事に復帰できるほど健康を回復したとされます。

職場におけるHIV／エイズ対策は、予防、ケア、差別是正策を含む包括的なもので、労使協力の下で生み出された場合、最も効果的に機能します。HIV感染の危険度が最も高い年齢層に直接アプローチできる職場は、HIV感染を制限しようとの国の努力に大きく寄与することができるでしょう。